

泉大津市教育委員会会議 令和7年第4回定例会

会議事項

(令和7年4月16日)

会議事項

日程第 1 議案第 23 号 泉大津市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

日程第 2 議案第 24 号 史跡池上曾根遺跡整備指導委員の委嘱について

日程第 3 報告第 8 号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について

日程第 4 報告第 9 号 泉大津市学校給食費の徴収及び収納事務の委託に係る告示について

日程第 5 報告第 10 号 「令和 7 年度 学校園に対する教育方針」について

日程第 6 報告第 11 号 泉大津市立図書館会議室等使用料徴収及び収納事務の委託に係る告示について

日程第 7 報告第 12 号 北公民館の臨時休館について

日程第 8 報告第 13 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

教育委員会資料
7. 4. 16
指導課

議案第23号

泉大津市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

1 趣旨

語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）について、一般財団法人自治体国際化協会から令和7年2月5日付「令和7年度「招致外国青年任用規則（案）」等の追加改定版の送付について」により、語学指導等を行う外国青年の特別休暇の一部見直しが通知されたこと及び、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）により、懲役及び禁錮刑が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、泉大津市招致外国青年任用規則の一部改正を行うものである。

2 改正内容

別紙1のとおり

3 適用年月日

改正後の規則は、令和7年6月1から適用とする。
ただし、第14条第1項第15号の改正規定は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用とする。

(案)

泉大津市教育委員会規則第 号

泉大津市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

泉大津市招致外国青年任用規則（令和6年泉大津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第15号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「養育する子」を「その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改める。

第28条第3項第1号及び第29条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第14条第1項第15号の改正規定は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

泉大津市招致外国青年任用規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(特別休暇) 第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(14) (略) (15) <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する参加者が、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 第4条第1項に定める任期において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が複数の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u> (16)～(22) (略)	(特別休暇) 第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(14) (略) (15) <u>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する参加者が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 第4条第1項に定める任期において5日（養育する子が複数の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u> (16)～(22) (略)
2 (略) (免職、休職等) 第28条 (略) 2 (略) 3 参加者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、法令等に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。 (1) <u>拘禁刑以上の刑に処せられた場</u>	2 (略) (免職、休職等) 第28条 (略) 2 (略) 3 参加者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、法令等に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。 (1) <u>禁錮以上の刑に処せられた場合</u>

改 正 案	現 行
<p>合</p> <p>(2) (略) (懲戒処分)</p> <p>第29条 教育委員会は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、懲戒免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(2) (略) (懲戒処分)</p> <p>第29条 教育委員会は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、懲戒免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

教育委員会資料
7. 4. 16
生涯学習課

議案第24号

史跡池上曾根遺跡整備指導委員の委嘱について

1 趣 旨

史跡池上曾根遺跡整備指導委員会設置要綱にもとづき、史跡整備に関して学識経験のある者の中から、泉大津市教育委員会が委嘱するものである。

2 根拠法令等

史跡池上曾根遺跡整備指導委員会設置要綱

第3条第4項 委員は、学識経験者及び市民代表の有識者の中から泉大津市（または和泉市）教育委員会が委嘱する。

3 定員及び任期

定員 12名以内（史跡池上曾根遺跡整備指導委員会設置要綱 第3条）

任期 2年（史跡池上曾根遺跡整備指導委員会設置要綱 第3条）

（令和7年5月1日～令和9年4月30日）

4 候補者

別紙2のとおり

史跡池上曾根遺跡整備指導委員

氏名	専門	所属
伊藤 淳史	考古学	京都大学大学院文学研究科附属 文化遺産学・人文知連携センター助教
長友 朋子	考古学	立命館大学文学部教授
前川 歩	遺跡整備	畿央大学健康科学部人間環境学科 専任講師
今西 純一	環境	京都大学大学院地球環境学堂 教授
永瀬 節治	観光	和歌山大学観光学部 准教授

教育委員会資料
7. 4. 16
教育政策課

報告第 8 号

泉大津市学校運営協議会委員の任命について

1 趣 旨

第3回教育委員会会議定例会の議案第10号において承認された令和7年度の学校運営協議会委員の任命について、委員が決定したので報告するもの。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会会議規則

(委任事務等の報告)

第11条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和49年泉大津市教育委員会規則第4号）第2条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は、10名（2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、15名）以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命する。

3 任 期

1年（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

4 学校運営協議会委員名簿

別紙3のとおり

令和7年度 学校運営協議会委員

戎小学校

(所属団体・役職等は令和6年度時点)

	氏名	備考(所属団体・役職等)	委員区分
1	西野 益枝	戎地区主任児童委員	地域住民
2	大野 良子	宇多地区元民生委員	地域住民
3	宿南 洋一	元PTA会長	地域住民
4	新福 和也	元PTA会長	地域住民
5	吉峯 加奈子	住友ゴム工業株式会社 泉大津工場 総務課	学校の運営に資する活動を行う者
6	神野 典子	えびす認定こども園園長	学校の運営に資する活動を行う者

旭小学校

	氏名	備考(所属団体・役職等)	委員区分
1	田中 昭男	現 本校学校運営協議会委員	地域住民
2	大久保 早苗	現 本校学校運営協議会委員	地域住民
3	下出 一	現 本校学校運営協議会委員	地域住民
4	齋藤 隆行	現 本校学校運営協議会委員	地域住民

穴師小学校

	氏名	備考(所属団体・役職等)	委員区分
1	櫻澤 宏尚	元穴師小学校PTA会長	保護者
2	山口 篤史	元穴師小学校PTA会長	保護者
3	藤田 真由美	元穴師小学校PTA会長 現穴師小学校PTA役員	保護者
4	畠田 光子	泉大津市民生委員児童委員協議会 穴師地区主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者
5	萩上 好美	穴師幼稚園園長	学校の運営に資する活動を行う者
6	中野 陽子	要保育所所長	学校の運営に資する活動を行う者

上條小学校

	氏名	備考(所属団体・役職等)	委員区分
1	木下 剛	上條小学校校庭緑化委員会委員長	学校の運営に資する活動を行う者
2	札野 良和	上條小学校校庭緑化委員会監事	学校の運営に資する活動を行う者
3	矢野 千寿	北公民館コーディネーター	地域住民
4	寺前 洋喜	元北助松商店街振興組合理事長	地域住民

浜小学校

	氏名	備考（所属団体・役職等）	委員区分
1	梅津 司	令和7年度春日町自治会長 小地域ネットワーク会長	地域住民
2	林 哲二	令和3年度浜小学校学校協議員	地域住民
3	森元 美織	令和3年度浜小学校学校協議員 令和5年度春日町福祉委員長	地域住民
4	今西 貴子	Smart Live 代表 社会保険労務士	地域住民
5	卯野木 篤子	令和6年度浜小学校PTA会長 令和7年度浜小学校PTA副課長	保護者
6	小西 庸晴	令和7年度PTA副会長	保護者
7	和田栗 貴子	令和7年度PTA会長	保護者
8	西山 裕朗	令和7年度松之浜町自治会長	地域住民

新
新

条東小学校

	氏名	備考（所属団体・役職等）	委員区分
1	藤田 弘	ミント条東スタッフ 元50周年記念事業会計監査 条東幼稚園協議委員	学校の運営に資する活動を行う者
2	武仲 愛	元条東小学校PTA副会長 元50周年記念事業プログラム企画委員長	保護者
3	川上 晓彦	条東小学校協議員 元小津中学校区地域教育協議会会长 元条東小学校PTA会長	学校の運営に資する活動を行う者
4	村田 嘉彦	元条東小学校PTA会長	学校の運営に資する活動を行う者
5	松倉 康之	元条東小学校PTA会長	地域住民

条南小学校

	氏名	備考（所属団体・役職等）	委員区分
1	立石 ユミ	地域協働活動推進員 元条南小学校PTA役員	地域住民
2	高尾 利数	元条南小学校PTA会長	地域住民
3	出口 勝正	東陽中学校PTA会長 元条南小学校PTA会長	地域住民
4	西田 秀雄	寿町自治会長	学識経験者
5	西山 正樹	みらい応援隊	地域住民

新
新

楠小学校

	氏名	備考（所属団体・役職等）	委員区分
1	内海 郁	元楠小学校学校協議員	地域住民
2	梶原 敦	元誠風校区地域教育協議会福会長	地域住民
3	田下 桂子	楠小学校PTA顧問	保護者
4	川崎 陽子	板原こどもの家代表	保護者
5	杉原 郁子	くすのき認定こども園園長	学校の運営に資する活動を行う者

東陽中学校

	氏名	備考（所属団体・役職等）	委員区分
1	濱本 勝利	現学校運営協議会会長 元PTA会長	地域住民
2	尾上 かおる	現学校運営協議会副会長 保護司	地域住民
3	花野 照久	現学校運営協議会委員 現同窓会長 元PTA会長	地域住民
4	奥 佳憲	現学校運営協議会委員 現東陽ふれあいネット会長 元PTA会長	地域住民
5	森田 則彦	R5東陽ふれあいネット(地域活動委員会委員長) 元PTA会長	地域住民

誠風中学校

	氏名	備考（所属団体・役職等）	委員区分
1	芦澤万里子	泉大津市家庭教育支援チームリーダー 日本プロカウンセリング協会泉大津校	地域住民
2	兼西 美紀	令和4年度 誠風中学校 P T A副会長 泉大津市家庭教育支援サポートー	その他教育委員会が 適当と認める者
3	堀畑由紀子	民生児童委員協議会 主任児童員	その他教育委員会が 適当と認める者
4	辻川 貴洋	(障がい者日中活動支援施設) ワークショッピングかりん 施設長	保護者
5	向井 説行	令和3年度～令和6年度 泉大津市立誠風中学校 校長	学識経験者
6	臼井 幸江	令和7年度～ 泉大津市立誠風中学校 校長	学識経験者
7	岩崎 憂一	泉大津市立誠風中学校 生徒指導主事	学識経験者
8	肥田 幸司	泉大津市立誠風中学校 学校事務職員	学校の運営に資する 活動を行う者

新
新
新
新

小津中学校

	氏名	備考（所属団体・役職等）	委員区分
1	今井 克範	元公益社団法人泉大津青年会議所理事長	学校の運営に資する 活動を行う者
2	米矢 吉宏	元小津中学校 P T A会長	保護者
3	南出 桃子	元小津中学校 P T A副会長	地域住民

教育委員会資料
7. 4. 16
教育政策課

報告第 9 号

泉大津市学校給食費の徴収及び収納事務の委託に係る告示 について

1 趣 旨

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、泉大津市学校給食費についての徴収事務並びに収納事務を委託したので、同条第 2 項及び泉大津市財務規則第 32 条第 2 項の規定により告示したものである。

2 根拠法令

地方自治法第 243 条の 2

普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第 243 条の 2 の 6 までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

泉大津市財務規則

（徴収又は収納事務の委託）

第 32 条 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定により私人に公金の徴収又は収納に関する事務を委託しようとするときは、委託先、委託金額の種類、委託期間、委託料その他委託契約に必要とする内容を示す書類を作成の上、会計管理者に協議しなければなら

ない。

2 前項の規定により指定公金事務取扱者（前項の規定による委託を受けた者をいう。）

以下この条において同じ。）に徴収又は収納の事務を委託したときは、次の事項を掲げて告示し、かつ、公表しなければならない。

- (1) 指定公金事務取扱者の住所氏名
- (2) 委託した事務の範囲
- (3) 委託した期間
- (4) 徴収又は収納の方法
- (5) その他必要と認める事項

3 内容

別紙4のとおり。

泉大津市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の収納事務を委託したので、同条第2項及び泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第32条第2項の規定により告示する。

令和7年4月7日

泉大津市長 南出 賢一

1 指定公金事務取扱者

東京都江東区木場一丁目5番25号
りそな決済サービス株式会社

2 委託した収納事務に係る歳入の種類

泉大津市学校給食費条例（平成30年条例第32号）第3条第1項に基づく学校
給食費

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和7年4月1日

4 指定公金事務取扱者の委託をした日

令和7年4月1日

5 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

6 収納の方法

コンビニエンスストア収納、スマートフォンアプリ収納

教育委員会資料
7. 4. 16
指導課

報告第10号

「令和7年度 学校園に対する教育方針」について

1 楽 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号の規定に基づく、学校園に対する教育方針の作成について、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項により、教育長が教育事務を執行したので報告するものである。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(1～4略)

5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(1) 略

(2) 学校教育、社会教育及び青少年教育の基本方針に関すること。

(3)～(8) 略

第3条 教育委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を教育長に臨時に代理させることができる。

泉大津市教育委員会会議規則

(委任事務等の報告)

第11条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和49年泉大津市教育委員会規則第4号）第2条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

3 別冊資料

「令和7年度 学校園に対する教育方針」

教育委員会資料
7. 4. 16
生涯学習課

報告第11号

泉大津市立図書館会議室等使用料徴収及び収納事務の委託 に係る告示について

1 趣 旨

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、泉大津市立図書館の会議室等の使用料についての徴収事務並びに収納事務を委託したので、同条第2項及び泉大津市財務規則第32条第2項の規定により告示したものである。

2 根拠法令

地方自治法第243条の2

普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第243条の2の6までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

泉大津市財務規則

（徴収又は収納事務の委託）

第32条 地方自治法第243条の2第1項の規定により私人に公金の徴収又は収納に関する事務を委託しようとするときは、委託先、委託金額の種類、委託期間、委託料その他委託契約に必要とする内容を示す書類を作成の上、会計管理者に協議しなければなら

ない。

2 前項の規定により指定公金事務取扱者（前項の規定による委託を受けた者をいう。

以下この条において同じ。）に徴収又は収納の事務を委託したときは、次の事項を掲げて告示し、かつ、公表しなければならない。

- (1) 指定公金事務取扱者の住所氏名
- (2) 委託した事務の範囲
- (3) 委託した期間
- (4) 徴収又は収納の方法
- (5) その他必要と認める事項

3 内容

別紙5のとおり。

泉大津市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、泉大津市立図書館の会議室及び多目的ルーム（附属設備を含む。以下「会議室等」という。）使用料の徴収事務並びに収納事務を行う指定公金事務取扱者を次のとおり指定し、同事務を委託したので、同条第2項及び泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第32条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

泉大津市長 南出 賢一

1 受託者（指定公金事務取扱者）

泉大津市旭町22番45号

株式会社テクスピア大阪

代表取締役 白谷 喜世彦

2 委託事務

泉大津市立図書館の会議室等使用料に係る公金の徴収事務並びに収納事務を含む図書館の会議室等に係る事務全般の業務

3 指定公金事務取扱者指定日

令和7年4月1日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 公金の徴収及び収納の方法

図書館会議室等使用料 現金等

教育委員会資料
7. 4. 16
生涯学習課

報告第12号

北公民館の臨時休館について

1 趣 旨

北公民館屋上の高架水槽につながる給水配管の老朽化により大規模な漏水が発生したので、給水配管を取り換える緊急工事を行った。工事期間中は全館の給水を停止する必要があったため臨時休館としたので、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第3条第2項により、教育長が教育事務を執行した報告をするものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会会議規則

(委任事務等の報告)

第11条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和49年泉大津市教育委員会規則第4号）第2条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない

3 臨時休館期間

令和7年3月21日から3月31日

教育委員会資料
7 . 4 . 1 6
教育政策課

報告第13号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 楽 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第6条第2項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和7年3月1日（土）～令和7年3月31日（月）

4 内 容

別紙6のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申 請 団 体
1	R7.3.3	R7.5.6	第28回わんぱく相撲泉大津場所	公益社団法人泉大津青年会議所
2	R7.3.3	R7.5.11	ジュニアミュージカル公演「HORIZON～竜の棲む海～」	劇団Little★Star-team Spica- 新
3	R7.3.6	R7.5.25	第24回浜街道まつり	浜街道まつり実行委員会
4	R7.3.6	R7.4.13	泉州市民バンドフェスティバル2025	泉大津市吹奏楽団
5	R7.3.10	R7.3.29 ～R7.3.30	eスポーツゲームクリエイターアカデミー2025春	泉佐野市
6	R7.3.14	R7.4.20	泉穴師神社春の賑やかし祭	泉穴師神社氏子青年会 新
7	R7.3.14	R7.4.19 ～R7.6.22	令和7年度春季企画展「いのち輝く古代中国社会のデザイン」	大阪府立弥生文化博物館 新
8	R7.3.17	R7.6.22	第56回大阪学童保育研究集会	大阪学童保育連絡協議会
9	R7.3.24	R7.6.7 ～7.6.22	謎解き冒険ラリー「不思議ハンター」	特定非営利活動法人たしざん
10	7.3.31	R7.5.24	「ゆめばのじかん」上映会	ファミリーサークル◎にじゅうまる 新